

八王子市立上壱分方小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3改定）

八王子市立上壱分方小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が『いじめは絶対に許さない』『いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる』『どの子どもも幸せに生きる権利がある』という認識に立ち、学校における最重要課題の一つとして、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決に組織的に取り組む。

〇令和7年度の重点項目

『いじめ対策委員会を中心とした、
いじめの未然防止、早期発見、早期対応』

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

〇いじめを未然に防ぐ学校運営

児童一人一人が、よさを発揮し互いに認め合い、自尊感情を高め、意欲的・創造的に活動しようとする心情を育む。

〇早期発見・早期対応ができるような組織づくり

児童、保護者が、すぐに相談ができるような環境を作り、保護者、地域、関係諸機関と連携して、いじめへの組織的な対応を行う。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週木曜日 15時10分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、全教員、養護教諭、SC
特別支援コーディネーター、SSW
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを兼務
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 〇把握…いじめと疑われる事実は、いじめ対策委員会を通して全体共有する。
- 〇事実の確認…事実の有無を確認するために調査を行う。
- 〇認知…いじめ対策委員会にて事実の有無を確認し、いじめか否かを判断する。
- 〇対応…認知内容に対して、具体的な対応策を協議し組織的に対応する。
- 〇解消判断…いじめの解消は、いじめ対策委員会が条件をもとに判断する。

いじめの防止等に関する教員研修

年に3回各学期始めに教員研修を予定しています。

- 4月 4日（金） 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
「いじめ対策委員会の役割」
「いじめ対応の時間の取組内容の理解」
- 8月28日（木） 「いじめへの組織的な対応」
- 1月 8日（木） 「重大事態の理解と対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

各学期に1度（学期始めに）学年で内容を精査し、実態に合わせた指導を行っていく。

- 第1回 授業日 4月11日（金）
- 第2回 授業日 9月 2日（月）
- 第3回 授業日 1月 9日（金）

SOSの出し方に関する授業

6月2日（月）いのちの大切さを共に考える日と各長期休業前等に、危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（信頼できる大人にSOSを出す）ができるよう指導する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

【令和7年度は6月2日（月）】

- 〇全校朝会で、校長より全校児童への講話を行うとともに、各教科や特別の教科道徳等の学習の中で、「いのちの大切さ」や援助希求行動について考える時間を設定し、話し合う時間を設ける。
- 〇「いのちの大切さ」について考える授業を設定し、議論する。

児童の自己肯定感を高める取組

あたたかな人間関係づくり

特別活動を研究の柱にし、たてわり班や係、当番活動など、児童が様々な経験を積み重ねる。

一人一人のよさを引き出す

各種コンクールへの応募、チャレンジ週間を実施する。

キャリア教育を推進

。キャリアパスポートの活用を推進する。

保護者・地域・関係機関との連携

【保護者】

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を保護者会にて周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

【地域】

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

【関係機関】

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前等に周知する。